

諮問番号：平成28年（処分）諮問第2号

答申番号：平成28年答申第2号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による西宮市〇〇〇〇の土地及び△△△△の土地（持分5分の1）に係る平成28年度（2016年度）固定資産税及び都市計画税に関する賦課処分（以下「本件処分」という。）についての平成28年5月23日付け審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は妥当である。

### 第2 事実の経過

- 1 平成28年〇月〇日、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行い、同日付で審査請求人を納税義務者とする平成28年度（2016年度）固定資産税・都市計画税納税通知書〔土地・家屋〕（以下「本件通知書」という。）を送付した。
- 2 平成28年5月23日、審査請求人は、本件処分を不服とし、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 西宮市△△△△の土地は、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の道路ではなく（非道路）、西宮市〇〇〇〇の土地は接道していないため、原則家を建てることできない。
- (2) 非道路の土地に固定資産税を払うのは納得いかないため、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁の主張

審査庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

- (1) 西宮市△△△△の土地は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第348条第2項第5号及び第702条の2第2項に規定する「公共の用に供する道路」に該当しないため、同土地の固定資産税及び都市計画税は非課税となるものではない。
- (2) よって、審理員意見書の結論と同様、本件処分は妥当であるため、本件審査請

求を棄却することが適当である。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

##### 2 理由

(1) 本件土地のうち西宮市△△△△の土地が地方税法第348条第2項第5号の公共の用に供する道路に該当するか否かについて

法第348条第2項第5号の規定によれば、「公共の用に供する道路」に該当する土地については、当該土地に係る固定資産税は非課税となることから、西宮市△△△△の土地が同号に規定する「公共の用に供する道路」に該当し、同土地に係る固定資産税が非課税となるか否かについて検討したが、以下のとおり同土地に係る固定資産税は非課税とならない。

ア 法第348条第2項第5号に規定する「公共の用に供する道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）が適用される道路だけではなく、それに準ずる土地であって、所有者が一般的な利用について何らの制約を設けず開放されている状態であることに加えて、道路への連絡状況、周囲の土地の状況等からみて、広く不特定多数人の用に供される性格を有するものも含まれると解すべきであり、処分庁においては、私道・公衆用道路認定基準（以下「基準」という。）を設け、基準においては、基準2（1）の要件を具備する私有道路については法第348条第2項第5号により非課税とすることが定められている。

イ 西宮市△△△△の土地は、公図によれば、一方だけが公道に連絡している行き止まりの形状であることが認められ、建築基準法指定道路台帳によれば、道路法の適用を受ける道路ではなく、建築基準法第42条に該当する道路ともされていないことから、基準2（1）の要件のうち、ウ（「その道路が直接又は間接に一の公道から他の公道に接続する道路であること。（中略）ただし、行き止まりの道路でも、道路法の道路及び建築基準法第42条に該当する道路は公衆用道路の扱いとする。」）の要件を満たさず、同土地は基準2（1）の要件を具備しない。

ウ したがって、西宮市△△△△の土地は、法第348条第2項第5号に規定する「公共の用に供する道路」には該当しないものであり、同土地の固定資産税は非課税とはならない。さらに、法第348条第2項の規定の適用がない以上、都市計画税の非課税に関する法第702条の2第2項の規定も適用がなく、都市計画税も非課税とならない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

審査請求書等及び反論書の記載を見ると、審査請求人は、西宮市△△△△の土地について、建築基準法上の道路ではないとされたため、結果として西宮市〇〇〇〇の土地が建築基準法第43条第1項本文に規定する接道義務（建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない）を満たしておらず、原則として建築物を建築することができないことから、西宮市〇〇〇〇の土地の価格について不服を有しているようにも見える。

しかし、固定資産税の賦課についての審査請求においては、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない（法第432条第3項）ことから、この点については、賦課処分の取消しを求める本件審査請求においては判断することができない。

また、本件処分の内容について、他に違法又は不当な点は認められない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審査請求人の主張について

審査請求人は、西宮市△△△△の土地が建築基準法指定道路台帳において非道路とされていることから、非道路である土地に固定資産税を払うのは納得しかねるとして本件審査請求をしたことが認められ、審査請求人がいかなる理由をもって本件処分を違法又は不当と主張するのかが明らかではないが「西宮市△△△△の土地を非道路とする認定」及び「非道路の土地に対する固定資産税の賦課処分」について不服があるものと解するのが相当である。

### 2 本件土地のうち西宮市△△△△の土地が地方税法第348条第2項第5号の公共の用に供する道路に該当するか否かについて

本件処分は、審理員意見書のとおり、西宮市△△△△の土地が、固定資産税が非課税となる法第348条第2項第5号に規定する「公共の用に供する道路」に該当しないため、同土地の固定資産税は非課税とはならず、同項の規定の適用がない以上、都市計画税の非課税に関する法第702条の2第2項の規定も適用がないため都市計画税も非課税とならなかったものであることが認められ、同土地が基準の要件を具備せず法第348条第2項第5号に規定する「公共の用に供する道路」に該当しないとした処分庁の判断並びに本件処分に関する法令等及びその計算方法に誤りは認められない。

よって、本件処分が法の規定に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないことが認められる。

### 3 審査請求人の主張以外の違法性又は不当性等についての検討

審理員意見書において、審査請求人の主張以外の違法性又は不当性等についての検討として、本件審査請求が西宮市〇〇〇〇の土地の価格についての不服ではないか検討がなされているが、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を本件審査

請求についての不服の理由とすることができないことから、賦課処分の取消しを求め  
る本件審査請求においては判断できないとした審理員の判断は相当であると認められ  
る。

また、その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 4 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却  
することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

#### 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成28年9月12日	—	諮問書を受理
平成28年9月28日	第1回審査会	諮問内容の検討及び答申に向 けての協議
平成28年11月4日	第2回審査会	諮問内容の検討及び答申案 の審議
平成28年11月28日	第3回審査会	諮問内容の検討及び答申案 の審議
平成28年12月26日	第4回審査会	諮問内容の検討及び答申案 の審議
平成29年1月20日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊

委員 近 藤 剛 史

委員 前 田 雅 子